

田村市水田農業再生特別対策事業 実施要領

施行 平成31年 4月 1日
一部改正 令和 3年 4月 1日
一部改正 令和 4年 4月 1日

1. 趣旨

田村市の地域農業の再生のためには、水田を活用した生産振興が必要不可欠である。中山間地域や傾斜地が広く存在し、かつ未整備水田の多い田村市においては、水田転作は容易ではなく、高齢化と担い手不足も相まって、これまで多くの時間と予算を費やしたものの、転作作物の定着・拡大生産には至っていない。

今後の田村市の水田農業の再生のためには、国が強力に推進する飼料用稲・飼料用米の振興とともに、田村市独自の、新たな作目（果樹、野菜、特用作物等）を生産振興する、新たな担い手の定着・拡大が必須である。

このため、田村市地域農業再生協議会の特別会計（「水田利用活性化事業」）を有効活用し、将来の地域農業を支える新たな作目の選択及びその生産体制を確立するための事業を実施することにより、田村市水田農業の新しい時代を切り開くこととする。

2. 事業対象者

本事業の対象者は、以下のいずれかにあてはまる農業者等とする。

- (1) 平成27、28、29年の3箇年のいずれかの年に生産数量目標を達成した、個人または任意団体
- (2) 平成27、28、29年の3箇年のいずれかの年に(1)の取り組みに協力した者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、別表1に該当する者。
- (4) 田村市地域農業再生協議会長（以下「会長」という。）が特に認める者

3. 事業の内容等

本事業の事業項目、事業内容、対象地及び補助率等は、別表2に定めるとおりとする。

4. 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和6年度末までとし、予算がなくなり次第終了とする。

5. 事業実施計画の提出

本事業の申請をしようとする者は、様式1により事業実施計画を作成し、会長へ提出するものとする。その際、事業の成果目標を事業実施計画に定めなければならない。実施要領2(3)の対象者は併せて、別表1に定められた書類を添付すること。

6. 交付決定

会長は、事業実施計画の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を踏まえた上、審査会を実施し、交付者を決定する。

7. 事業の申請

交付決定を受けた者は、様式2により申請書を作成し、会長へ提出するものとする。

8. 計画内容の変更等

- (1) 事業実施者は、交付決定後において、環境の変化等により事業実施計画の変更の必要が生じた場合には、様式3により、速やかに会長へ報告するものとする。
- (2) 事業実施者は、諸般の事由により、補助事業が予定の期間内に終了せず、または、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長へ報告し、その指示を受けるものとする。

9. 事業の実績報告

事業実施者は、事業完了後、速やかに様式4により実績報告を行う。報告に際しては、様式4-1、その他必要な書類を添付し、会長へ提出するものとする。

10. 交付金の返還

会長は、事業実施者の活動が本事業の趣旨に反することが確認された場合には、事業実施者に対して交付した交付金の全部又は一部について、事業実施計画の認定年度に遡って返還することを求めることができるものとする。

11. この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別途会長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表1【実施要領2（3）関係】

田村市水田農業再生特別対策事業 事業対象者

条件①または②を満たす者は本事業の対象農家とする。

条件① 次の項目のいずれかひとつに該当する。

<input type="checkbox"/>	新規就農者である者。	田村市より認定を受けている者または認定を受ける見込みの者。 ただし、事業の実施期間内に認定を受けられなかったもしくは認定を取り消された場合事業の対象とならない。
<input type="checkbox"/>	認定農業者である者。	

条件② 次の項目の内3項目以上に該当する。（団体の場合は団体で各項目に該当していることを条件とする。）

<input type="checkbox"/>	農業者団体で事業の申請・実施を行う者。
<input type="checkbox"/>	平成27年度から令和3年度の間、継続的な販売・出荷実績のある者。
<input type="checkbox"/>	事業項目のIVを活用し、鳥獣被害対策を講じる者。
<input type="checkbox"/>	新たに地域振興作物（※1）を作付けする者。
<input type="checkbox"/>	加工用として出荷・販売をするために作付けを行う者。 （出荷・販売先との間に用途が加工用であることが分かる契約書等があるもの。）
<input type="checkbox"/>	1年以上耕作を行っていない水田にて、本事業を活用し作付けを再開する者。 （自身が所有する水田以外で実施する場合は所有者との間に貸借契約のあることを条件とする。）

※1 地域振興作物（トマト、サヤインゲン、ナス、ピーマン、キュウリ、ネギ、ブロッコリー、サツマイモ、リンドウ、キク、エゴマ）

添付書類

- 新規就農者・認定農業者にあつては証明できるものの写し（認定証 等）
- 販売・出荷の実績が確認できるものの写し（販売出荷伝票 等）
- 農業者団体の規約・名簿の写し

田村市水田農業再生特別対策事業 事業項目

事業項目	対象地・対象品目	事業内容	補助率等	備考
I、面的整備事業	対象地：水田 （再生可能な不作付地 ・耕作放棄地を含む） 対象品目：水稲以外の作物	①水田の乾地化 （明渠・暗渠等の排水対策）	総事業費の3/4以内 （上限100万円）	
		②荒廃水田の整備 （除草、整地、施肥、客土等）	総事業費の3/4以内 （上限100万円）	
II、施設・機械整備事業		①パイプハウス及びその付帯設備 （灌水設備、空調設備、カーテン等）	総事業費の1/2以内 （施工費含む）（上限200万円） ○ハウス本体 ・対象事業費 5,000円/㎡上限 ○その他付帯設備 ・1/2以内 ○施工費 ・対象事業費 1,500円/㎡上限	
		②果樹棚等	総事業費の1/2以内 （上限70万円）	
III、生産支援事業		初期生産資材の支援 （種苗・苗木、マルチ、肥料等）	総事業費の1/2以内 （上限20万円）	
IV、鳥獣被害対策支援事業 （単独での申請は不可。 I、II、IIIのいずれかと組み合 わせた場合のみ申請可能。）		鳥獣被害防止資材設置への支援 （電気牧柵、防獣・防鳥ネット等）	総事業費の1/2以内 （上限20万円）	※新規設置のみを 対象とする。
V、生産性向上支援事業 （申請は一度限りとする。）		定植・収穫用機械等導入への支援 （地域振興作物用の機械等の導入を 対象とする。）	総事業費の1/2以内 （上限50万円）	※アタッチメント タイプの機械も 対象とする。

- ※（1）申請者は事業項目（I～V）を重複して申請することができる。ただしIVのみの申請は不可とする。
 （2）事業は基本単年度とするが、Iの実施後、II～Vを実施する場合は、年度をまたいでの実施も可とする。
 （3）国、県及び市等の他の助成金・補助金との併用は原則不可。
 （4）申請者は交付決定後、5年間は営農を継続すること。
 （5）地域振興作物とは別表1で示している作物とする。